

令和6年度 **児 童 扶 養 手 当** について

児童扶養手当の額は、全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。このたび、物価指数の**上昇**にともない、令和6年4月分から児童扶養手当の額が、次のとおり改定されることになりましたので、お知らせします。

児童の数	区分	令和5年度	令和6年度
1人	全部支給	月額 44,140 円	月額 45,500 円
	一部支給	月額 44,130 円～ 10,410 円	月額 45,490 円～ 10,740 円
2人	全部支給	月額 10,420 円加算	月額 10,750 円加算
	一部支給	月額 10,410 円～ 5,210 円加算	月額 10,740 円～ 5,380 円加算
3人以上	全部支給	1人増えるごとに 月額 6,250 円加算	1人増えるごとに 月額 6,450 円加算
	一部支給	1人増えるごとに 月額 6,240 円～ 3,130 円加算	1人増えるごとに 月額 6,440 円～ 3,230 円加算

※なお、この改定による支給額の変更は、令和6年5月支給分（3月・4月分）からです。

【問い合わせ先】 市子ども福祉課 ☎ 31-0243
市美都地域総務課 ☎ 52-2312
市匹見地域総務課 ☎ 56-0302



受けるのは今！

風しんの追加的対策について

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性を対象とした
風しんの追加的対策は令和7年3月末で終了します



風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は、抗体保有率が他の世代に比べて低く（約80%）なっています。

そのため、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は風しんの定期接種の対象者となります。昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対して、4月中旬に**風しんの抗体検査・予防接種の無料クーポン券（有効期限：令和7年2月28日まで）を送付**しています。

風しんは、成人がかかると症状が重くなることがあります。また、妊娠初期の妊婦さんに感染させてしまうと、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が起きることがあります。職場での健診や定期受診の機会に、ぜひ抗体検査を受けてください。抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は定期接種の対象になります。

クーポン券を紛失された場合は再発行ができますので、子ども家庭支援課までご連絡ください。

【問い合わせ先】 市子ども家庭支援課 ☎ 31-1381